

15 神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成21年8月5日、茨城県神栖市の住民1人から、隣に住む氷の販売業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている睡眠障害、耳鳴り、吐き気等の健康被害は、被申請人が所有する氷の貯蔵庫を冷却する機械から発生する騒音及び振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、現地調査、騒音・振動等の測定調査及び申請人本人並びに参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年6月7日、本件裁定申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年(ゲ)第8号	
神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	
裁 定	
(当事者の表示省略)	
主 文	
本件裁定申請を棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人
	申請人の睡眠障害、耳への圧迫感、耳鳴り及び耳鳴りがひどいときの吐き気の各健康被害は、被申請人が申請人宅の隣地に設置した冷凍庫冷却用の機械の稼働に伴って発生させた騒音、低周波音及び振動が原因である、との原因裁定を求める。
2	被申請人
	主文と同旨
第2	事案の概要
	本件は、申請人が、申請人の睡眠障害、耳への圧迫感、耳鳴り及び耳鳴りがひどいときの吐き気の各健康被害は、被申請人が申請人宅の隣地に設置した冷凍庫冷却用の機械の稼働に伴って発生させた騒音、低周波音及び振動が原因であると主張して、その旨の原因裁定を求める事案である。
	(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と

進み、該当する事件を参照)